

【医療費控除額を求める計算式】

$$\left(\text{平成30年中に支払った医療費の総額} - \text{保険金などで補填された金額} \right) - \text{総所得の5\% (最大10万円)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

※②の総所得とは、それぞれの収入金額から必要経費を控除した額の合計額を言います。

【セルフメディケーション税制控除額を求める計算式】

$$\text{平成30年中に支払ったスイッチOTC医薬品の総額} - 12,000\text{円} = \text{セルフメディケーション税制控除額 (最高88,000円)}$$

給与及び年金の所得金額は次の表から求めることができます

給与収入

収入金額(円)	給与所得の金額(円)
0 ~ 650,999	0
651,000 ~ 1,618,999	収入金額 - 650,000
1,619,000 ~ 1,619,999	969,000
1,620,000 ~ 1,621,999	970,000
1,622,000 ~ 1,623,999	972,000
1,624,000 ~ 1,627,999	974,000
1,628,000 ~ 1,799,999	{収入金額 ÷ 4(千円未満端数切捨て)} × 2.4
1,800,000 ~ 3,599,999	{収入金額 ÷ 4(千円未満端数切捨て)} × 2.8 - 180,000
3,600,000 ~ 6,599,999	{収入金額 ÷ 4(千円未満端数切捨て)} × 3.2 - 540,000
6,600,000 ~ 9,999,999	収入金額 × 0.9 - 1,200,000
10,000,000 ~	収入金額 - 2,200,000

年金収入

■65歳未満の方(昭和29年1月2日以後に生まれた方)

収入金額(円)	公的年金等の雑所得の金額(円)
0 ~ 700,000	0
700,001 ~ 1,299,999	収入金額 - 700,000
1,300,000 ~ 4,099,999	収入金額 × 0.75 - 375,000
4,100,000 ~ 7,699,999	収入金額 × 0.85 - 785,000
7,700,000 ~	収入金額 × 0.95 - 1,555,000

■65歳以上の方(昭和29年1月1日以前に生まれた方)

収入金額(円)	公的年金等の雑所得の金額(円)
0 ~ 1,200,000	0
1,200,001 ~ 3,299,999	収入金額 - 1,200,000
3,300,000 ~ 4,099,999	収入金額 × 0.75 - 375,000
4,100,000 ~ 7,699,999	収入金額 × 0.85 - 785,000
7,700,000 ~	収入金額 × 0.95 - 1,555,000

問合せ 課税課 市民税係 電話 551-1610

固定資産税・都市計画税の課税について

固定資産税・都市計画税は、固定資産の評価額を基礎とした課税標準額により算定し、1月1日現在の所有者に対して課税されます。

土地・家屋の平成31年度の評価額は、平成30年度が評価替え年度であったため、原則として平成30年度価格を据え置くこととなります。ただし、平成30年中に新築・増築された家屋については、新たに価格を決定します。

償却資産は事業のために用いる機械・器具・備品などで、固定資産税が課税されます。

税額は課税標準額に税率を乗じて算出します。税率は固定資産税1.4%、都市計画税0.24%です。

- ◎土地の価格は、土地の面積、地目、形状などにより決まります。
- ◎家屋の価格は、家屋の床面積、使用材料及び建築設備等により決まります。
- ◎償却資産の価格は、取得価格、取得年及び耐用年数により決まります。

☆都市計画税は、都市計画事業に使用するための目的税です。

問合せ 課税課 資産税係 電話 551-1614

全国のコンビニで課税(非課税)証明書が取得できます

平成30年2月1日より、マイナンバーカードをお持ちの方は、住民税(市・都民税)の課税(非課税)証明書などの各種証明書が全国のコンビニエンスストアで取得できるようになりました。

●利用方法

マイナンバーカードをお持ちになり、コンビニエンスストア等のマルチコピー機にセットし、タッチパネルを操作して暗証番号(数字4桁)等の入力を行い、証明書の交付を受けます。

ただし、マイナンバーカード申請時に利用者証明用電子証明書の不要欄にチェックを入れている場合は、コンビニ交付を利用できませんのでご注意ください。

※マイナンバーカード交付当日はサービスを利用できません。

※暗証番号は3回連続して入力を間違えるとロックされ利用できませんのでご注意ください。

●利用時間

午前6時30分から午後11時まで

※12月29日~1月3日および点検・保守・修繕等に要する日を除きます。

●利用できる店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、イオンリテ

ル、コミュニティ・ストア、ミニストップ、ポプラ、日本郵便、ウエルシア薬局 など

※マルチコピー機が設置されていない店舗では利用できません。

●手数料

200円

●課税(非課税)証明書発行時の注意点

- 発行可能年度は最新の年度のみです。
- 毎年6月中旬に最新年度に切り替わります。他の年度分が必要な場合は、市役所の窓口で申請してください。
- 取得できるのは、ご本人のもののみです。
- 被扶養者等で、福生市に当該年度の申告がされていない方は取得できません。
- 福生市で課税されている方でも、利用日時時点で福生市に住民登録がない方は取得できません。
- 修正申告などにより、内容の変更があった場合は、変更後の内容が反映されるまで、一定の期間を要します。

問合せ (コンビニ交付について) 総合窓口課 総合窓口係 電話 551-1595 (課税内容について) 課税課 市民税係 電話 551-1610